

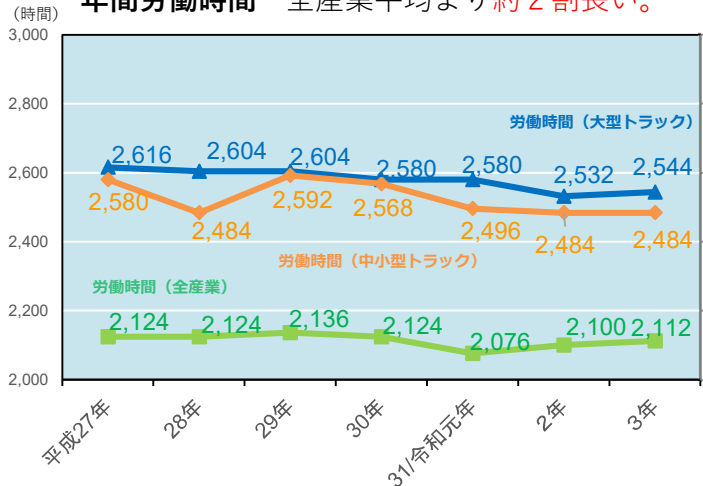
# トラック輸送の取引環境改善に向けた取組み

関東運輸局では、関係機関と連携を図りながら、トラック輸送におけるドライバー不足、労働条件、荷主との取引環境など様々な課題の解決に向けた各種取組を行っています

## トラック事業の働き方をめぐる現状

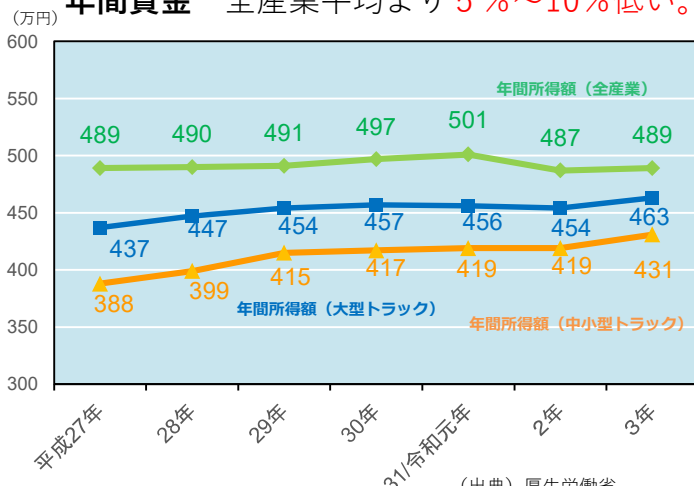
### 他産業と比べ長時間労働

年間労働時間 全産業平均より約2割長い。



### 他産業と比べ低い賃金

年間賃金 全産業平均より5%~10%低い。



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」ほか

## 「標準的な運賃」告示制度

「標準的な運賃」は、トラックドライバーの労働条件を改善し、トラック事業がその機能を**持続的に維持しながら法令を遵守して事業を経営する際の参考となる運賃**を示すため、令和2年4月24日付けで国土交通大臣が告示したものです。

「標準的な運賃」告示制度の導入

背景 荷主への交渉力が弱い等

- 必要なコストに見合った対価を収受しにくい
- 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない

期待される効果 標準的な運賃により、事業継続に必要なコストに見合った対価を収受

労働環境の改善

賃金水準の引き上げ

法令遵守の徹底

2024年問題への対応

持続的なトラック輸送の確保



# 「ホワイト物流」推進運動

「ホワイト物流」推進運動とは、深刻化が続くトラックドライバー不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与することを目的に、次の点に取り組む運動です。

① **トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化**

② **女性や60代以上の運転者等も働きやすいより「ホワイト」な労働環境の実現**

「ホワイト物流」推進運動は、SDGsにつながる取り組みであり、物流の改善に向けては、荷主企業・物流事業者等の関係者が連携して相互に改善を提案し、協力して実現することが大切です。

## 推進運動の主旨

自主行動宣言の3つの必須項目

取組方針

契約内容の  
明確化・遵守

法令遵守  
への配慮



## 推奨項目

運送内容の見直し、運送契約の相手方の選定、安全の確保、独自の取組等

運動の主旨と自主行動宣言の3つの必須項目  
に合意のうえ、**賛同表明**をお願いします



## 荷主対策の深度化

トラック事業者が法令違反する原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがあると認められる場合、国土交通省の意見募集窓口への情報や適正化事業実施機関との連携等により、国土交通省において端緒情報を収集し、事実関係を確認のうえ荷主関係省庁と連携して対応しています。

違反原因行為を荷主がしている  
疑いがあると認められる場合

働きかけ

荷主が違反原因行為をしていること  
を疑う相当な理由がある場合

要請

要請してもなお改善  
されない場合

勧告・公表

独占禁止法違反の疑いがある場合は公正取引委員会へ通知

## 燃料サーチャージ制度

「燃料サーチャージ」とは、燃料等の価格の上昇・下落によるコストの増減分を別立ての運賃として設定する制度です。

関東運輸局では、他の分野において広く導入されている燃料サーチャージ制をトラック運送業においても普及させるため、荷主及びトラック運送業者にその導入をはたらきかけていくこととしています。

トラック事業の取引環境適正化に向けた取組にご理解とご協力をお願いします！

(問い合わせ先)

関東運輸局自動車交通部貨物課 045-211-7248

(2023/02)

詳細はこちら →

関東運輸局 取引環境

検索

